

鈴鹿亀山地区広域連合広報



涼を求めて・・・

石水溪（亀山市安坂山町）

鈴鹿川の支流、安楽川上流にある鈴鹿連峰の溪谷。花崗岩の間を清流が縫うように流れ、四季折々の自然に触れ合えます。夏休みにはキャンプに訪れる家族連れも多く、周辺には東海自然歩道が通り、ハイキングや森林浴を楽しめます。

もくじ

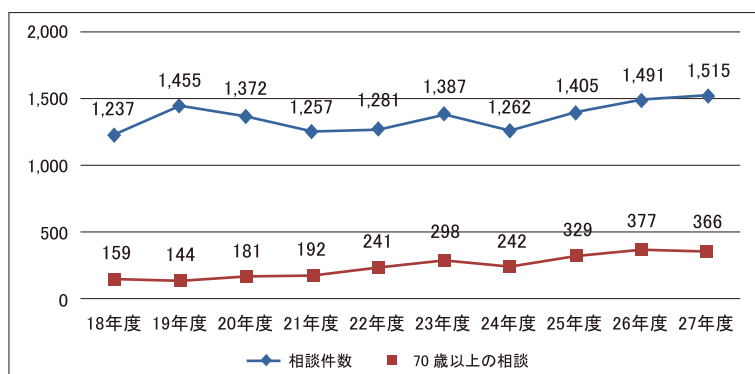
消費生活センターからのお知らせ	P 2～3
広域連合議会の動き	P 3
介護保険からのお知らせ	P 4～5
介護保険Q & A	P 6～7
財政状況・情報公開制度の実施状況	
個人情報保護条例の運用状況	P 8

消費生活センター設立10周年

鈴鹿亀山消費生活センターは、鈴鹿・亀山地域の住民の消費生活に関する相談窓口として平成18年4月1日に設立され、今年度で設立から10周年を迎えました。

この間、当センターでは、住民の方から様々な消費生活に関する苦情や相談をいただき、解決のための助言や業者へのあっせん業務を行ってまいりました。センターの知名度も高まり、昨年度の相談件数は1,515件を数えました。

今後とも当センターでは、地域の住民の皆様が安心して安全な生活を送ることができるよう、消費者トラブルの未然防止、拡大防止のための啓発活動に努めてまいります。



【鈴鹿亀山消費生活センター10年間の相談件数の推移】

高齢者の消費者被害が増加

当センターに寄せられた70歳以上の高齢者からの相談は、ここ10年で増加し、現在では相談件数の約4分の1を占めています。高齢者は人に会う機会や情報を得る機会が少なく、また認知症等により判断能力が不十分となるなど契約トラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。さらに、高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺の手口（名義貸し詐欺、怪しい金の投資話、浄水器などの点検商法等）もますます巧妙化しています。高齢者被害の未然防止・早期解決のためには、高齢者の周りにいる人の「気づき」が何より大切です。当センターでは、引き続き高齢者や高齢者の見守り者を対象とした啓発事業を実施し、注意喚起を行ってまいります。

消費生活センターや市職員をかたる電話にご注意ください！

鈴鹿・亀山地域において、消費生活センターや市役所など公的機関の職員を名乗り、金銭を要求する事案や、医療費等の「還付金詐欺」が発生しています。

消費生活センターから相談をしたことのない人に電話をかけたり、公的機関の職員が還付金受け取りの電話をすることはありません。不審に感じたらすぐに最寄りの警察署や鈴鹿亀山消費生活センターにご相談ください。



消費生活センターからのお知らせ

インターネットに関するトラブルが増加

当センター設立以来、インターネットに関する相談は常に上位を占め、年々増え続けています。

昨今ではパソコンや携帯電話・スマートフォン等の急速な普及により、若者から高齢者まで幅広い層でインターネットが利用され、情報収集のほか、買い物やゲーム、電子メールや電子掲示板など、今や私たちの暮らしと切り離せなくなっています。当センターに寄せられる相談内容も、アダルトサイト・出会い系サイト等コンテンツに関する相談、架空請求メール、インターネット通販、光回線やプロバイダ契約など、非常に多岐にわたっています。身に覚えのない請求など、請求内容に納得できない場合にはあわてて支払ってはいけません。困ったときは、消費生活センターまでご相談ください。



平成27年度相談内容（件数順）

- ①パソコンやスマートフォン等の電子媒体における架空請求…334件
- ②インターネット通信サービスに関する相談…84件
- ③不審な電話・訪問・郵便物に関する相談…80件

消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申込みは、
鈴鹿亀山消費生活センターへ

鈴鹿市算所一丁目3番3号 鈴鹿農協平田駅前支店2階

TEL 059-375-7611 FAX 059-370-2900 E-mail skshouhi@mecha.ne.jp

広域連合議会の動き

7月臨時会

平成28年7月6日開催の7月臨時会で、広域連合議会議長に鈴鹿市議会選出の中村浩議員が選出されました。また、監査委員には、鈴鹿市議会選出の今井俊郎議員が選任されました。

副議長は引き続き、亀山市議会選出の中崎孝彦議員が務めます。

臨時会終了後は、鈴鹿市内の介護事業所を視察しました。



中村 浩 議長



中崎 孝彦 副議長



今井 俊郎 監査委員

鈴鹿亀山地区広域連合議会議員名簿

（議席順・敬称略）

鈴鹿市議会選出議員

伊東 良司	森 喜代造
中西 大輔	今井 俊郎
池上 茂樹	森川 ヤスエ
薮田 啓介	中村 浩

亀山市議会選出議員

今岡 翔平
中崎 孝彦
豊田 恵理
福沢 美由紀



負担割合証が切り替わりました

平成27年8月から、介護サービス利用者の負担割合は、一律1割が一定以上の所得のある方は2割となったことから、ご負担いただく費用の割合を記載した負担割合証を発行しております。

このたび、負担割合証の切替の時期となり、介護認定を受けられている方へ、7月中旬に新たな負担割合証を一斉郵送いたしましたので、平成28年8月1日以降に介護サービスを受けられる際は、ご利用ください。

① 適用期間

介護保険サービス利用時にご負担いただく費用の割合が適用される期間が記載してあります。

負担割合は、前年の所得等に基づき判定し、切替は毎年8月1日となります。

このたび送付しました適用開始日が平成28年8月1日の負担割合証は、平成27年1月1日から12月31日までの所得を基に負担割合を判定したものとなります。

適用終了年月日が平成28年7月31日と記載されている古い負担割合証につきましては、お手数ですが、広域連合か下記の各市窓口にお返しいただきますようお願いいたします。

（鈴鹿市在住の方）鈴鹿市役所長寿社会課、各地区市民センター
（亀山市在住の方）亀山市役所保険年金室、関支所、加太出張所
総合保健福祉センター「あいあい」

② 利用者負担の割合

介護保険サービス利用時にご負担いただく費用の割合（1割又は2割）が記載してあります。

負担割合が2割となる方は、65歳以上の方で、合計所得金額^{※1}が160万円以上の方です。

ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、年金収入とその他の合計所得金額^{※2}の合計が単身で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の場合は、1割負担になります。

次ページにて、負担割合決定の流れを分かりやすく図式化しておりますので、ご参照ください。

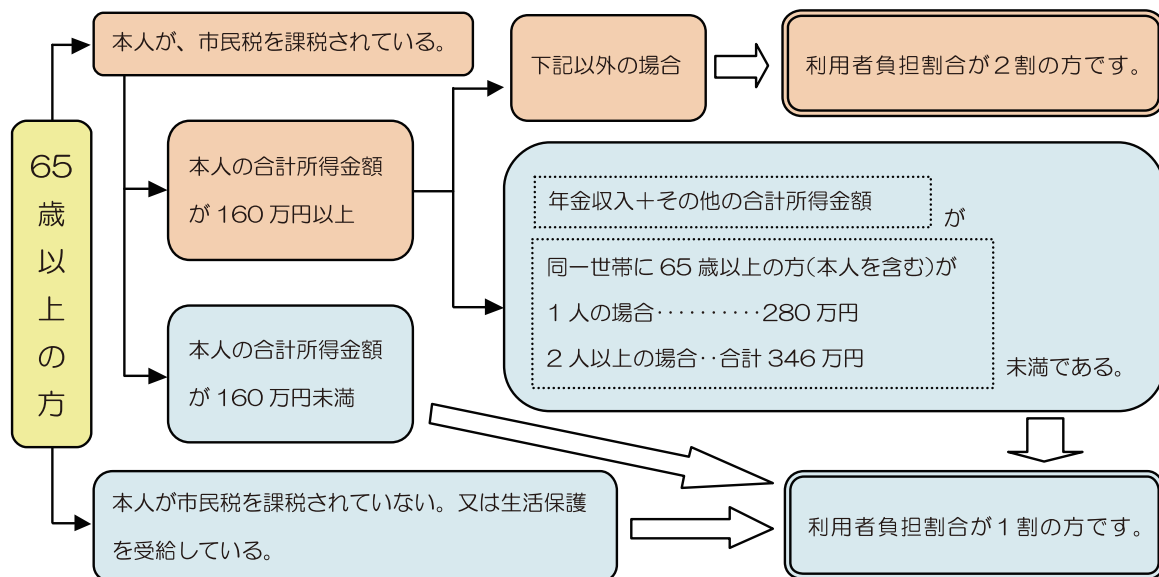
※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

負担割合証（見本）



【利用者負担の判定の流れ】



【お問い合わせ】 介護保険課 管理グループ TEL: 059-369-3204

平成28年度から介護保険課に新グループができました

平成28年4月1日より、小規模な通所介護事業所（定員18名以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、地域密着型サービス事業所へと移行されることになりました。

これに伴い、鈴鹿亀山地区管内の通所介護事業所のうち、47事業所については地域密着型通所介護事業所として、本広域連合において事業所の指定及び指導監督業務を行うことになりました。

また、平成29年度に実施される「介護予防・日常生活支援総合事業」への対応も見据えて、地域密着型サービス事業所の提供するサービスの質的向上や介護保険制度の適切な運営を図るため、今年度より介護保険課内に、事業所の指定及び指導監督業務を行う指導グループを創設することとしました。

指導グループの業務内容は下記のとおりです。

- 地域密着型事業所の指定管理に関すること
- 地域密着型事業所の募集及び選定に関すること
- 事故発生時の保険者への報告に関すること
- 介護相談員に関すること



【お問い合わせ】 介護保険課 指導グループ TEL: 059-369-3205

介護保険Q&A

Q

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料はどのように決められているのですか？

A

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険サービスにかかる費用や第1号被保険者数等から算出される基準額を基に設定されます。

$$\frac{\text{介護保険サービスにかかる総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分約22\% (第1号被保険者負担分)}}{\text{鈴鹿市・亀山市に住む65歳以上の方の数 187,391人※1 (第1号被保険者数)}} = \text{介護保険料基準額(年額) 68,290円}$$

介護保険料基準額（年額）に、本人の所得や世帯の課税状況に応じた保険料率を乗じた額が、第1号被保険者の皆様にそれぞれ納めていただく介護保険料額となります。

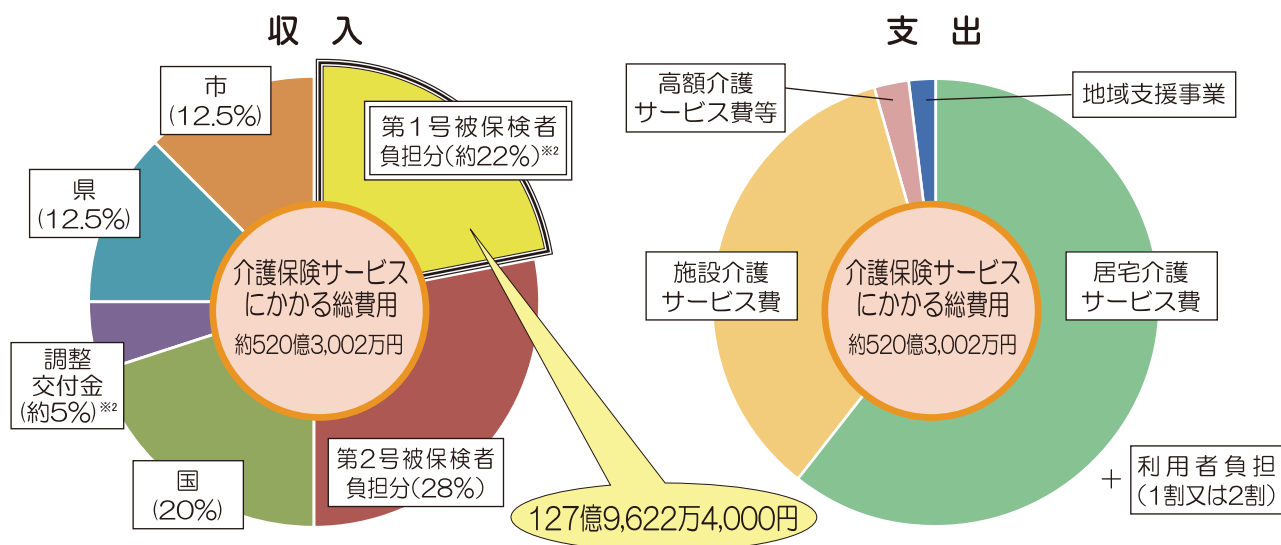
所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階
保険料率	0.45	0.68	0.75	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.85	2.00
保険料額	30,730	46,430	51,210	61,460	68,290	81,940	88,770	102,430	116,090	126,330	136,580

（10円未満切捨て）

※1 第1号被保険者数は、3年間の延べ人数となり、保険料額が所得に応じて11段階に分かれていることを考慮し補正を行っていることから、実際の被保険者数と異なります。

広域連合では、介護保険料の算定にあたり、平成27年度から29年度までの3年間の計画期間とする第6期介護保険事業計画において、3年間の高齢者人口や要介護・要支援認定者数、介護保険サービスの給付額等を推計し、第1号被保険者の介護保険料基準額算定の基となる介護保険のサービスにかかる総費用を約520億3,002万円と見込んでいます。

一方、介護保険のサービスにかかる費用は、国・県・市の公費と40歳から65歳未満の方に納めていただく介護保険料（第2号被保険者負担分）と第1号被保険者の介護保険料（第1号被保険者負担分）を財源とし、うち第1号被保険者負担分は、総費用の約22%にあたる127億9,622万4,000円と見込んでいます。



※2 調整交付金とは、各保険者の後期高齢者人口（75歳以上）の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。調整交付金の交付率が増減すると、連動して第1号保険者の負担割合も増減します。

【お問い合わせ】 介護保険課 管理グループ Tel: 059-369-3204

Q

介護認定を受けて介護保険のサービスを利用する際には、ケアプラン（居宅サービス計画）が必要と聞きました。ケアプランとはどのようなものですか？



A

ケアプランは、介護サービスを利用するための計画書です。要支援1・2と認定された方は地域包括支援センターで、要介護1～5と認定された方は居宅介護支援事業所で契約を行い、ケアプランを作成します。ケアプランの作成は、ケアマネジャー※（介護支援専門員）が行います。施設に入所中の方は、施設のケアマネジャーが担当します。

ケアマネジャーは、介護サービスを利用する方の状況や希望に基づき「これからどのような生活を送りたいか」などの目標を設定し、その目標に向けて利用するサービスの種類や頻度を決めた利用計画「ケアプラン」を作成します。利用者や家族、サービス提供事業所の担当者が集まりケアプランについて検討し、ケアマネジャーから説明を受けて利用者がケアプランに同意すると、サービスの提供が始まります。

ケアプランがなければ介護保険のサービスを利用することはできません。ケアマネジャーによるケアプランの作成費用は、全額介護保険から支払われますので、利用者の自己負担はありません。

※ケアマネジャーは、保健・医療・福祉の分野での資格や実務経験のある専門家です。介護が必要な状態となった方が、必要な支援を受けながら自立した生活を送ることができるよう支援します。

よりよいケアプランを作成するために

ケアマネジャーには、心身の状態や困っていること、利用したい介護保険のサービスはもちろん、今までどんな生活を送ってきたか、これからどんな生活を送りたいかを伝えましょう。今はできないことでも、好きなことや得意だったことなども伝えると、それを生かしたケアプランにつながります。

ケアプランを作成し実際に介護サービスを利用してからも、ケアマネジャーは定期的に利用者のお住まいを訪問し、サービスの利用状況や心身の状況を確認します。必要があればケアプランの内容を変更します。

利用者の方が実現したい生活を目指し、利用者の方や家族、ケアマネジャー、サービス事業所担当者などがよく話し合って、納得のいくケアプランを作りましょう。



平成27年度下半期財政状況

平成27年度の鈴鹿亀山地区広域連合の予算について、平成28年3月31日現在の財政状況をお知らせします。

1 一般会計 [執行状況]

歳 入 (単位 千円・%)			
款	予算現額	収入済額	執行率
分担金及び負担金	97,128	76,963	79.2
国庫支出金	26,474	13,267	50.1
県支出金	9,140	6,695	73.2
繰越金	100	62	62.0
諸収入	537	59	11.0
合 計	133,379	97,046	72.8

[公債及び一時借入金]・・・現在高なし

歳 出 (単位 千円・%)			
款	予算現額	支出済額	執行率
議会費	586	419	71.5
総務費	84,273	49,417	58.6
民生費	26,617	0	0.0
商工費	21,603	17,817	82.5
諸支出金	100	0	0.0
予備費	200	0	0.0
合 計	133,379	67,653	50.7

2 介護保険事業特別会計 [執行状況]

歳 入 (単位 千円・%)			
款	予算現額	収入済額	執行率
保険料	4,118,974	4,110,267	99.8
分担金及び負担金	2,456,208	2,469,965	100.6
使用料及び手数料	180	216	120.0
国庫支出金	3,374,017	3,159,360	93.6
支払基金交付金	4,397,765	4,027,246	91.6
県支出金	2,312,458	2,233,192	96.6
財産収入	14	14	100.0
繰入金	26,534	0	0.0
繰越金	189,145	189,144	100.0
諸収入	788	8,315	1,055.2
合 計	16,876,083	16,197,719	96.0

歳 出 (単位 千円・%)			
款	予算現額	支出済額	執行率
総務費	432,198	288,589	66.8
保険給付費	15,764,969	13,858,476	87.9
地域支援事業費	340,426	156,777	46.1
公債費	116	0	0.0
諸支出金	333,374	124,853	37.5
予備費	5,000	0	0.0
合 計	16,876,083	14,428,695	85.5

[公債及び一時借入金]・・・現在高なし



3 財 産 (単位 千円)

基 金	現 在 高
介護給付費準備基金	249,472

4 公金の運用状況

運用の種類	金 額	利 率	備 考
普通預金	1,998,077	0	指定金融機関
定期預貯金	50,000	0.010-0.025	10,000×5金融機関

(単位 千円・%)

情報公開制度の実施状況・個人情報保護条例の運用状況

平成27年度における情報公開制度の実施状況及び個人情報保護条例の運用状況について公表します。

【情報公開制度実施状況】

- 公文書の開示の請求件数…2件
- 公文書の開示に関する決定の状況
開示…1件、部分開示…1件
- 不服申立ての件数 …0件

【個人情報保護条例運用状況】

- 個人情報の開示等の請求件数…0件
- 不服申立ての件数 …0件

発行／鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202
ホームページ <http://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail skkouiki@mecha.ne.jp